

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年4月20日（平成30年（行個）諮問第76号）

答申日：平成30年11月20日（平成30年度（行個）答申第138号）

事件名：本人が特定日付けで提出した行政手続法に基づく申出書を放置できる理由が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月2日付け総財務第141号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」ともいう。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、請求内容を満たす行政文書等を特定して、開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

特定年月日A、請求の内容を「総務省に提出した特定年月日B付け「行政手続法に基づく特定市の法令違反通報の申出書」（以下「本件申出書」ともいう。）について、特定年月日C、総務省コンプライアンス室特定室長から「総務省の所轄する法令ではない」とのメールがあった。行政手続法に基づく申出書の法令違反内容が総務省の所轄でないにもかかわらず、申出者に不備等の通知または返却をすることなく、1年間近く、放置できる（現在も放置されている）理由の分かるもの」との保有個人情報の開示請求に対して、平成29年11月2日付け総財務第141号によって、開示しないこととした理由を「開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を作成・保有していないため。」として、全部非開示とした。

総務省行政文書管理規則（平成23年総務省訓令第16号）13条に「文書主義の原則」が規定されており、「国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として、文書を作成しなければならない。」

のであるから、総務省が法令及び訓令に基づいた業務処理を行ってれば、国民からの法令違反の通報という重大な事案に対して、当然、「合理的に後付け、又は検証することができるよう」文書が作成されているはずである。

今回、当方の保有個人情報の開示請求に対して、総務省自治財政局財務調査課企画係から「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」が届くこと自体が理解できない。当方は総務省に対して「行政手続法に基づく法令違反通報の申出書」によって特定市等の法令違反を告発したにもかかわらず、自治財政局財務調査課企画係が1年間放置しているので、特定年月A、総務省コンプライアンス室特定室長に当該係の不作為の通報をしたところ、特定年月Bになって、当該室長から「総務省の所轄する法令ではない」との今更のとんでもないメールがあった。

当方の当該行政手続法に基づく申出書が総務省に届いた段階で、「総務省の所轄する法令ではない」のならば、申出者に何らの通知又は返戻すべきであり、「法令違反の通報」を放置することは、行政手続法の改正をパンフレットで大々的にPRしている総務省が省をあげて国民を愚弄していることに繋がる。

自治財政局財務調査課企画係の当該行為については、平成29年7月11日付け総財務第87号「個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」に対する平成29年9月27日付け審査請求書でも申し述べた。その行為を「不作為」として、総務省コンプライアンス室特定室長に通報をしたのであるから、コンプライアンス室長には当該不作為通報に対し、調査して「総務省の所轄する法令ではない」とする何らかの根拠文書が当然存在するはずである。

なお、コンプライアンス室長が当方の告発対象者である自治財政局財務調査課企画係と通報内容の共有を図ったのも疑問である。コンプライアンス室からも独立した同室長宛てに告発メールを送信したにもかかわらず、コンプライアンス室は元より自治財政局財務調査課とも情報共有したのは忌々しき問題である。当該室において対象文書の特定がなされることが当然であり、当方の請求を満たす行政文書を適正に特定し、開示を求める。

さらに、総務大臣に対する審査請求書を総務省内部で審査検討することなく、最初から情報公開・個人情報保護審査会に審査検討を丸投げするコンプライアンス室長の姿勢も理解できないところである。

以上の理由から、法令及び訓令に基づく公務に携わっている職員の観

点から開示義務があるので、行政不服審査法に規定する審査請求を行う。
(以下省略)

(2) 意見書

ア 反論意見の趣旨

平成29年11月2日付け総財務第141号により総務大臣が非開示決定した処分を却下し、適正な文書等を開示することが適当である旨の答申を求める。

イ 反論意見の理由

特定年月日A、請求の内容を「総務省に提出した特定年月日B付け「行政手続法に基づく特定市の法令違反通報の申出書」について、特定年月日C、総務省コンプライアンス室特定室長から「総務省の所轄する法令ではない」とのメールがあった。行政手続法に基づく申出書の法令違反内容が総務省の所轄でないにもかかわらず、申出者に不備等の通知または返却をすることなく、1年間近く、放置できる（現在も放置されている）理由の分かるもの」との保有個人情報の開示請求に対して、平成29年11月2日付け総財務第141号によって、開示しないこととした理由を「開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を作成・保有していないため。」として、全部非開示とした決定通知書が何故か総務省自治財政局財務調査課から届いた。

特定年月日D、「行政手続法に基づく法令違反の通報」を総務省に提出したが放置されており、総務省の不作為である。」として、総務省のコンプライアンス外部受付窓口であるA弁護士に当方が通報メールを送信したことに端を発し、「総務省コンプライアンス室特定室長」とメールをやり取りしており、その過程において、特定年月日C、当該室長から「総務省の所轄する法令ではない」との指摘を受けたものである。

「不作為の通報」は一種の公益通報であり、コンプライアンス室長は当方の告発対象者である自治財政局財務調査課企画係と通報内容の共有を図ると同時に調査をしたはずである。行政手続法に基づく法令違反の申出を1年半以上放置してから「総務省の所轄する法令ではない」と申出を根本的に突き返すような指摘をすることが正にコンプライアンス上問題があるので、そのことについての説明責任を求めた開示請求であり、当然、コンプライアンス室長の調査の過程の中にその矛盾点を解消できる文書等が存在するはずであるし、存在しなければならない。

平成30年1月26日付け審査請求書においても「コンプライアン

ス室長が当方の告発対象者である自治財政局財務調査課企画係と通報内容の共有を図ったのは忌々しき問題である。」と記載したが、理由説明書（下記第3）によると、大臣官房政策評価広報課は当方の保有個人情報の開示請求の担当原課（この略称の意味は、下記第3の4ア（イ）のとおり。）を「自治財政局財務調査課」と決めつけているが、明らかな失当である。当方は「総務省コンプライアンス室特定室長」に「自治財政局財務調査課等の不作為」の通報をしたことに対する特定室長からのメール内容に関する個人情報の開示を求めたものである。

当該理由説明書の「4 原処分の妥当性について」は、「特定年月日C、総務省コンプライアンス室特定室長から「総務省の所轄する法令ではない」とのメールがあった。」と開示請求対象を極めて具体的に明記しているにもかかわらず、「総務省コンプライアンス室特定室長のメール」部分を無視して説明されており、正に今、話題になっている「ご飯論法」にほかならず、論点を誤魔化し正当化している。当方は自治財政局財務調査課特定係長とは「行政手続法に基づく申出書」の提出以外、一度も接触しておらず、特定係長から衆議院議員秘書を通じ、「特定市とのやり取りなので、今後も総務省としては対応せず静観する。」という回答を得ているだけで、「総務省の所轄する法令ではない」という回答は得ていない。当方に「総務省の所轄する法令ではない」と指摘したのは「コンプライアンス室特定室長」だけである。大臣官房政策評価広報課は同じ課内にある「コンプライアンス室特定室長」には照会すらしていないにもかかわらず、その行為を「不合理な点はない」としている。

「コンプライアンス室特定室長」と私とのメールのやり取りは審査請求書にも記載したが、当該理由説明書において当該室長とのメールのやり取りをここまでないがしろにされると、私は一体総務省の誰とメールのやり取りをしたのか疑念が湧いてくる。「コンプライアンス室特定室長」と称する「自治財政局財務調査課課員」または「一コンプライアンス室員」と行っていたのではないか。それならば、「総務省のコンプライアンス外部受付窓口（弁護士）」など絵に描いた餅であり、不必要である。

当方が請求している個人情報は「コンプライアンス室特定室長」が適切に開示して頂きたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成29年10月4日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記2の保有個人情報について開示請求があった。

処分庁は、開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を作成・取得しておらず保有していないことを理由に原処分を行った。

本件審査請求は、原処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書等を特定して、開示を求め、平成30年1月26日付けで行われたものである。

2 開示請求に係る保有個人情報等の名称

別紙に掲げるとおり。

3 審査請求の要旨

審査請求書に記載されている審査請求の趣旨及び理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書等を特定して、開示を求める。

(2) 審査請求の理由

上記第2の2(1)のとおり。

4 原処分の妥当性について

(1) 原処分について

ア 総務省においては、保有個人情報開示請求書が郵送で届いた場合は以下のとおり対応している。

(ア) 文書受領窓口である大臣官房総務課を経由して、大臣官房政策評価広報課（以下、第3において「政評課」という。）に回付される。

(イ) 政評課では、保有個人情報開示請求書に記載された開示請求の内容を確認し、開示を求められた保有個人情報に関係を有する課室（以下、第3において「担当原課」という。）に連絡をとり、当該開示請求への対応を依頼する。

(ウ) 担当原課は、開示請求に係る保有個人情報について、開示決定等を行い、その旨を請求者へ通知する。

イ 本件の保有個人情報開示請求書は、特定年月日Eに政評課へ回付され、政評課は、当該開示請求書の記載を踏まえて、自治財政局財務調査課へ対応を依頼し、原処分が行われた。

(2) 諮問庁の意見

ア 審査請求人は、審査請求書において「今回、当方の保有個人情報の開示請求に対して、総務省自治財政局財務調査課企画係から「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」が届くこと

自体が理解できない。」と主張しているが、本件対象保有個人情報
は、上記2のとおりであったことから、政評課が、本件開示請求へ
の対応を当該行政手続法に基づく本件申出書を受け取った部署であ
る自治財政局財務調査課に依頼し、原処分が行われたことに不合理
な点はない。

イ そこで、審査請求人は、審査請求書において「国民からの法令違
反の通報という重大な事案に対して、当然、「合理的に後付け、又
は検証することができるよう」文書が作成されているはずであ
る。」と主張していることから、自治財政局財務調査課において、
本件対象保有個人情報について、改めて探索を行ったが、当該保有
個人情報の存在を確認することはできなかった。

ウ また、審査請求人が審査請求書において「コンプライアンス室長
には当該不作為通報に対し、調査して「総務省の所轄する法令では
ない」とする何らかの根拠文書が当然存在するはずである。」と主
張していることから、念のためコンプライアンス室において、審査
請求人が存在を主張する保有個人情報について、探索を行ったが、
当該保有個人情報の存在を確認することはできなかった。

エ したがって、本件対象保有個人情報については、総務省において
該当する保有個人情報を保有していないことから不開示とした原処
分は妥当である。

5 結論

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がないから、原処分を維持
することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年4月20日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月5日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年10月26日 | 審議 |
| ⑤ 同年11月16日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、
処分庁は、本件対象保有個人情報が記録された文書を作成又は取得し
ておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消し等を求めているが、諮問庁

は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報
の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりであると解される。

ア 特定市及び特定市立大学が法令違反をしたとの申出書を総務省自治
財政局財務調査課企画係に提出したが、不備等の通知又は申出書（本
件申出書）の返却をすることもなく、1年間近く放置できる理由の分
かる文書を開示するよう求める。

イ 審査請求人から総務省コンプライアンス室に対し、同省自治財政局
財務調査課企画係による不作為を通報した経緯があり、当該不作為通
報について同コンプライアンス室が調査した結果があるはずであるか
ら、当該調査結果に関する文書を同コンプライアンス室が特定し、開
示するよう求める。

ウ 審査請求人は、総務省コンプライアンス室長との間で、同省自治財
政局財務調査課企画係による不作為を通報したことに関し、メールを
やり取りした経緯があることから、同室長からのメール内容に関する
個人情報を開示するよう求める。

(2) 上記(1)の審査請求人の主張に対し、諮問庁は、上記第3の4
(2)のとおり説明するところ、本件申出書に基づく審査請求人の申出
に対する処分庁の対応について、当審査会事務局職員をして更に諮問庁
に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は、不備等の通知又は本件申出書の返却をすることもな
く、1年間近く放置することができる理由の分かる文書を求めている
が、そもそも行政手続法36条の3は、申出を受けた行政庁等が申出
人に対し通知する義務が課せられない制度になっている。したがって、
そのような取扱いを是とする内容の文書も作成していない。

イ なお、審査請求人から特定年月日D付け及び特定年月日F付けで通
報があり、これに対し、総務省コンプライアンス室から、特定年月日
C付けのメールにより、以下のとおり調査結果を回答した。

(ア) 行政手続法36条の3では、申出を受けた行政庁等が申出人に対
し通知する義務は課せられない制度になっている。

(イ) 本件申出書において、審査請求人が法令違反と主張している刑法
及び個人情報保護法は総務省が所轄する法令ではない。

ウ しかし、上記イ(ア)及び(イ)の回答は、行政手続法の一般的な
解釈及び法律の所管について説明したものであり、いずれもインター
ネット検索や書籍で確認できるもので、調査等の結果を文書にまとめ

る必要はなかったことから、調査結果に関する文書は作成又は保有していない。

エ 上記（１）ウのメール（その内容は上記イ（ア）及び（イ）のとおり。）に関する保有個人情報の開示については、当初の開示請求の内容から外れたものであるため、本件開示請求に係る審査請求として対応することは不相当である。

すなわち、当該メールでは、①行政手続法３６条の３によると申出を受けた行政庁等が申出人に対し通知する義務がないこと、②本件申出書における法令違反は、刑法及び個人情報保護法であり、いずれも総務省の所管するものではないこと等を端的に説明するにとどまり、審査請求人の主張する「１年間近く放置できる理由」の分かるものとして作成した文書に該当しないと認識している。

なお、これらの説明は、審査請求人から本件申出書の提出を受けた時点で、審査請求人に対し、再三行っており、審査請求人は、前述のような単なる法制度の説明以上のものを求めていると理解している。

（３）検討

ア 上記（２）の諮問庁の説明について、関係法令等に照らして検討すると、まず、行政手続法３６条の３は、申出を受けた行政庁等に対し、措置結果等を申出人に通知することを義務付けてはいない（なお、行政手続法の一部を改正する法律（平成２６年法律第７０号）の公布・施行を受けて、改正後の行政手続法の運用に当たって留意すべき点を各行政機関等に周知するために、総務省行政管理局長が各府省官房長等に対し発出した「行政手続法の一部を改正する法律の施行について」（平成２６年１１月２８日付け総管第９３号）の３（４）ウにも、「申出を受けた行政庁又は行政機関の対応の結果については、法律上、申出を受けた行政庁又は行政機関に申出人に対する通知義務を課すこととはしていない。」と記載されている。）。

そうすると、処分庁において、審査請求人から本件申出書の提出を受け、不備等の通知又は本件申出書の返却をすることもなく、１年間近く放置することができるような取扱いを是とする内容の文書を作成していない旨の上記（２）アの諮問庁の説明は、必ずしも不自然、不合理とまではいえない。

イ 次に、審査請求人の通報に対する総務省自治財政局財務調査課企画係による不作為について「総務省コンプライアンス室が調査した結果」に関する文書があるはずである旨の審査請求人の主張に対し、諮問庁は、上記（２）ウのとおり説明するので、検討する。

この点、総務省コンプライアンス室長から審査請求人に対して送付された特定年月日C付けのメールによる回答が、上記（2）イ（ア）及び（イ）のとおりの内容のものである旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はない。そして、当該メールは、要するに、行政手続法の解釈や法律の所管について一般的な説明をしたものにすぎないと認められるところ、その説明内容に照らせば、総務省コンプライアンス室において、上記の説明をするに当たり、調査結果を文書にまとめる必要はなかった旨の諮問庁の説明も、不自然、不合理とはいえず、その外、審査請求人が主張するような調査結果が記載された文書が作成されていることをうかがわせる事情も認められない。

ウ なお、審査請求人は、意見書において、審査請求人の通報（総務省自治財政局財務調査課企画係による不作為の通報）に対する同省コンプライアンス室長からのメール内容に関する保有個人情報も開示すべきである旨の主張もしている。しかしながら、同省コンプライアンス室長から審査請求人に対して送信されたメールの内容は、上記イのとおりの一般的な説明をしたものにすぎないのであって、当該メールの内容に照らせば、これが本件開示請求の対象である「（審査請求人の本件申出書に基づく申出を）1年間近く、放置できる（現在も放置されている）理由の分かるもの」に記録された保有個人情報に該当するとはいえないから、処分庁が、これを本件対象保有個人情報として特定しなかったことは、不合理とはいえず、したがって、審査請求人の主張は、採用できない。

エ 念のため、当審査会事務局職員をして、本件対象保有個人情報の探索の方法及び範囲について諮問庁に確認させたところ、処分庁においては、総務省自治財政局財務調査課等関係課室の執務室内、書庫（戸棚）及び共有ドライブ内を探索して保有していないことを確認したとのことであり、このような探索の方法及び範囲に問題はないと認められる。

オ 以上のとおり、総務省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、総務省において本件対象保有個人情

報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。
(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

総務省に提出した特定年月日 B 付け「行政手続法に基づく特定市の法令違反通報の申出書」について、特定年月日 C，総務省コンプライアンス室特定室長から「総務省の所轄する法令ではない」とのメールがあった。行政手続法に基づく申出書の法令違反内容が総務省の所轄でないにもかかわらず、申出者に不備等の通知または返却をすることなく、1年間近く、放置できる（現在も放置されている）理由の分かるもの